専門図書館員のための認定資格制度設立に向けて（2）：先行制度をふまえた本制度の概要

運営委員会認定資格検討小委員会
長谷川昭子（日本大学文理学部(非常勤)）　青柳 英治（明治大学文学部）
鈴木　良雄（専門図書館協議会事務局長）　村井 友子（日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館）

1．はじめに

図書館とその関連分野においては、2000年代に入ってからポイント制による二つの認定資格制度が設立されている。今回はそれらの制度について紹介する。本小委員会では、先行制度を参考に、専門図書館協議会(以下、専図協という)が認定資格制度を設立するに当たって留意すべき点や課題等について検討し、専門図書館員のための認定資格制度のアウトラインを作成した。合わせてこれまでの検討内容を報告する。

2．二つの認定資格制度

ここでは日本医学図書館協会(以下、JMALという)が2003年に設立したヘルスサイエンス情報専門員認定資格(以下、ヘルスサイエンス制度という)と、日本図書館協会(以下、JLAという)が2010年に設立した認定司書制度について紹介する。以下では二つの制度が設立された経緯を示し、制度の内容をもとに両者を比較する。

2．1　ヘルスサイエンス情報専門員認定資格

2．1．1　設立の経緯

JMLAは、1927年に任意団体として設立された団体で、保健･医療系の大学や学部の図書館を中心とする団体会員(2013年８月現在139館)と、個人会員(同103名)を正会員とする[1)]。入会資格は特にない。

JMLAでは1960年代から積極的に研修事業を行ってきた。ヘルスサイエンス制度は1992年にこの研修事業のもとに取り組むことが決定され、2001年の総会以降、急速に議論が進展した。2002年１月に制度の骨子案が発表され[2)]、以後１年間各種委員会、理事会、評議員会、各地区協議会等で活発に議論が行われ、2003年の総会で成立した[3)]。同年11月、JMLAは任意団体から特定非営利活動法人に移行したため、法人認定の資格制度となった。第１回目の認定が行われたのは、2004年３月である。第21回申請(2014年１月受付)までの認定者数は、合計441人(基礎236人、中級65人、上級140人、ただし更新者数を含む)で[4)]、申請に対する認定率は約98％である。

2．1．2　制度の概要

ヘルスサイエンス制度の基本理念は、保健・医療情報サービスに携わる個人が資格取得を目指すことによって、保健・医療その他関連領域の情報の専門的知識及び技能と、保健・医療情報サービスの管理、調整能力の向上を図ることである。会員がさらにそれぞれの能力の向上を図り、これらの能力を持つ医学図書館員の育成を促すことを目的としている。

対象者は原則として司書有資格者としているが、JMLA会員に限定していない。認定資格には基礎・中級・上級資格の３種類があり、基礎資格は永年有効である。中級・上級資格の有効期間は認定証の交付後５年間で、期間内に更新しない場合は基礎資格になる。実務経験年数は基礎、中級、上級資格の順に、過去５年間に通算２年以上、５年以上、10年以上である。

申請は、自己申告による。申請者は表１の７分野に関して必要ポイント数を自己評点し、内容を証明する資料を付けて申請する。各級に必要なポイント数は、上記と同じ順に、40ポイント以上(過去３年間)、70ポイント以上(同５年間)、100ポイント以上(同５年間)である。ポイント数は、分野ごとに細かく設定されており、中級と上級資格では、必要ポイント数のうち、①継続教育では30ポイントを越えず、かつ⑤業績：専門学協会活動へ

表１　ポイントの対象分野

ヘルスサイエンス情報専門員認定資格	認定司書制度
①継続教育 ②業績：教育 ③業績：出版活動 ④業績：会議(学会･研究会)への参加 ⑤業績：専門学協会活動への参画 ⑥ヘルスサイエンス分野の図書館実務経験 ⑦その他	①研修・研究集会の受講 ②研修、司書課程、関連諸領域科目での講師経験 ③社会的活動(図書館関連団体の役職経験、図書館振興のための社会的活動) ④大学院での学位・単位取得 ⑤学協会活動 ⑥その他

の参画では中級資格で５ポイント以上、上級資格で10ポイント以上の取得が求められる。

申請受付は年２回である。認定審査料は、個人会員が新規で申請する場合、上記と同じ順に、5,000円、7,000円、12,000円である。非会員の場合はそれぞれ10,000円ずつ高い。申請者は結果の通知を受け取った日から30日以内に異議申し立てを行うことができる[5)]。

２．２　認定司書制度

２．２．１　設立の経緯

JLAは1892年に創立された団体で、全国の図書館などの施設会員(2014年１月現在2,292機関)と図書館関係者の個人会員(同3,933人)からなる[6)]。1930年に社団法人に、2014年に公益社団法人に認定されている。

認定司書制度は1996年「社会教育主事・学芸員及び司書の養成・研修等の改善方策について」(生涯学習審議会社会教育分科審議会報告)で名称付与制度が示唆されたことに始まる。JLAでは2002年度から検討チーム(第１次～第４次)を設置し、制度の実現に向けて検討を重ねた。2008 年には制度の必要性や認定申請の意思等を尋ねるアンケートを実施し、認定作業の予行演習とも言える予備審査を行っている(申請81名)[7)]。2010年、評議員会で認定司書事業が承認され、同事業委員会が設置された。2010年11月申請受付を開始し、2013年までの認定者は71人[8)]、申請に対する認定率は75％である。

２．２．２　制度の概要

認定司書制度の趣旨は、司書の専門性の向上に不可欠な図書館の実務経験並びに実践的知識及び技能を継続的に修得した者をJLAが評価し、公共図書館経営の中核を担いうる司書として公的に認定するものである。それによって、司書全体の研鑽努力を奨励するとともに、司書職のキャリア形成及び社会的認知の向上に資することを目的としている[9)]。

対象者は、図書館法第４条に定める司書または司書有資格者であり、図書館法第２条の図書館(公共図書館)に勤務(非正規雇用を含む)し、勤務経験が司書資格取得後通算10年以上あるか、または司書資格取得後、公共図書館を含む他の図書館等での勤務経験が10年以上あることが求められる。このうち、申請時までの過去10年間に少なくとも５年間は公共図書館での勤務経験が必要となる。なお、申請受付はJLA会員に限定していない。位置づけは司書の上級資格で、有効期間は認定証交付日から10年間である。

申請は、自己申告による。申請者は表１の６分野に関して申請時までの10年間で20ポイント以上取得する必要があり、ポイント数は分野ごとに細かく設定されている。さらに申請時までの10年間に一定の要件を満たす著作があること、および地方公務員法に規定された遵守事項、及びJLAが定める「図書館員の倫理綱領」に違反していないことが求められる。

審査料は7,000円、認定料はJLAの個人会員の場合20,000円で、非会員は110,000円である。申請者は結果通知を受け取った日から30日以内に異議

申し立てを行うことができる[10]。

2.3　二つの制度の比較

二つの制度は共通点が多い。両者とも一定の実務経験をもとに、必要な知識・技術を修得し、図書館の(経営)管理能力を持つ者を認定するとしている。対象を司書有資格者としている点(ヘルスサイエンス制度では司書有資格を原則)、会員に限定していない点、有効期間や異議申し立ての規程を設けている点もほぼ同じである。また、ヘルスサイエンス制度では3種類のグレードを設けているのに対し、認定司書制度では設定していないように見える。しかし、認定司書制度は司書の上級資格という位置づけであるため、実質的に上位のグレードを設定していると言える。

異なる点としては、ヘルスサイエンス制度はポイントの対象に③業績：出版活動、つまり著作を含めているが、認定司書制度では別途独立した要件としていることが挙げられる。前者では著作がなくとも他の分野でポイントを取得すれば資格を取得できるが、後者では一定の要件を満たした著作が必須要件になっている。一般に著作を持つことは容易ではないため、後者の方が資格取得のハードルは高い。費用に関しても、前者は審査料と認定料を合わせて「認定審査料」としているが、後者はそれぞれ設定している。また、後者の認定要件に地方公務員法や「図書館員の倫理綱領」の遵守が盛り込まれているが、これは後者が主に公共図書館の勤務者を想定して作られているためであろう。

本小委員会が現在検討している認定資格制度では、これらの共通点や相違点を吟味し、専門図書館員の実情に合った制度を構築していくことが重要である。

3．専門図書館員のための認定資格制度の骨子

本小委員会では、上記の先行制度をふまえて、専門図書館員のための認定資格制度の骨子を次のように考えている。ただし、これらは確定事項ではない。今後さまざまな集会や、新たに設ける予定のパブリックコメントのコーナー等において広く意見を集め、それによって修正し確定して行く予定である。

1）専門図書館員の能力向上を目的とする

前号でも述べたように、近年、専門図書館を取り巻く状況は大きく変化しており、専門図書館員は状況に対応するため、研修等による自己研鑽によって新たに知識・技術を修得することが求められている。新たに知識･技術を修得した者には、自らの市場価値を高め、継続学習のモチベーションを上げるため、学習の成果を公正に評価するシステムが必要となる。本制度はこの評価システムの一つとなり得るものであり、本制度の開始によって個々人の自己研鑽とキャリア形成に資することが可能になる。さらに個々人の能力を客観的に提示することができるようになるため、それを親機関や社会一般に広く知らせることも可能になる。

専門図書館がサービスの対象とする主題分野は多岐にわたるが、そうした主題に関わる資料・情報サービスを利用者に提供する際、共通して必要とされる知識・技術が存在する。本小委員会としては、主題分野に関する知識・技術はそれぞれの図書館関連団体の実施する研修等によって修得することが望ましいと考えており、本制度は主題分野に関わりなく資料・情報サービスの提供にあたり共通して求められる知識・技術の修得を目標とする。

以上により、本制度は、研修や自己啓発によって、主題分野を問わずに専門図書館員に必要となる知識・技術を修得した者を専図協が認定し資格を付与するものとし、もって専門図書館員の能力向上を図ることを目的とする。

2）名称は「専門図書館協議会認定 インフォプロ制度」とする

これまで専門図書館や情報センターなど(以下、専門情報機関という)に勤務する者は、「専門図書館員」「ライブラリアン」「情報専門職」などさまざまな名称で呼ばれてきた。専図協ではこれまで「専門図書館員」を用いることが多かった。

これに対して米国専門図書館協会(SLA)では、近年は「インフォプロ(Information Professional)」を用いるようになってきている。SLAは1996年にSpecial Librarianのコンピテンシーを、2003年にその改訂版を出しているが、その際、Special LibrarianからInformation Professionalへと呼称を変えている。また、2003年の年次会議でもSLAの名称をInformation Professionalを含めたものに変えることが検討された。結局、名称変更は実現しなかったが、こうした動きは、近年の情報通信技術の進展に伴う専門図書館における仕事の変化と親機関から求められる役割の変化によって生じたと考えられる[11]。2000年代に入ってからは「インフォプロ」は専図協の全国研究集会等でもしばしば用いられるようになった[12]。

本小委員会は、こうした流れを受け、制度の名称を「専門図書館協議会認定インフォプロ制度」とする。認定番号を付与し、発行する認定証には「認定インフォプロ○○号」と記載する。

3）資格は一種類とする

二つの先行制度はグレードを設けている(認定司書制度も実質的に上級資格)。ヘルスサイエンス制度では、資格取得意欲のある人への励みになり、会員のモチベーションを高める手段としてグレード制を採用している[13]。しかし、本小委員会では、まず、資料・情報サービスの提供にあたり、主題分野に関わりなく共通して求められる知識・技術を修得することを重視し、そのための資格を設立することを当面の課題とした。したがって、グレードは設けず資格は一種類とした。認定の水準としては、多くの人が取得できる初級と資格取得がやや難しい中級クラスの中間に設定する。

4）専門図書館員全体を対象とする

ヘルスサイエンス制度は認定分野がヘルスサイエンス分野に限られ、他方、認定司書制度では公共図書館に勤務する司書を想定しているため、私立図書館に勤務する専門図書館員など、申請要件を満たす者がかなり限定されてくる。そのため、両者は専門図書館員全体を対象とする資格制度とはなっていない。

ちなみに『専門情報機関総覧』(以下、『総覧』という）2012年版をもとに、認定司書の申請要件(地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の職員又はこれに準ずる者で、図書館法第４条に定める司書又は第４条に定める司書となる資格を有すること)を満たせる専門図書館員を試算したところ、表２のように233人にとどまった。なおここでは一般社団法人と一般財団法人の職員で司書資格を持つ職員数を推計した。

表２　JLA「認定司書制度」の対象となる専門図書館職員数

・「団体・団体内」機関数				228
うち一般社団・一般財団機関数(公益社団・公益財団、および単なる社団・財団を含む				134(59%)
・司書有資格率				
専任職員：45%	兼任職員：13%	常時雇用の非正規職員：55%		
・職員数				
「団体・団体内」の専任職員	412人 × 一般社団・一般財団の比率0.59 × 司書有資格率0.45＝109人			
同　兼任職員	294	×0.59	×0.13＝ 23	
同　常時雇用非正規職員	310	×0.59	×0.55＝101	
計				233人

出典：専門図書館協議会調査分析委員会編. 専門情報機関総覧. 2012. 専門図書館協議会, 2012, 770p.をもとに推計。司書有資格率は、長谷川昭子.“専門図書館職員における教育訓練と自己啓発”. 専門図書館における現職者教育と個人の能力開発. 風間書房, 2013, p.235-268.の調査結果による。

専門図書館員の雇用形態や司書資格の取得状況はさまざまである。『総覧』2012年版によれば、非正規職員率は42.6％に上り、表２の長谷川の調査によれば司書有資格率は全体平均で43.5％であった。現在、専門図書館員全体を対象とする認定資格制度は存在しないことを考え合わせると、本制度はそれらの不足分を補い、雇用形態や司書資格の有無を問わない、対象者のすそ野を広く設定した制度にする必要がある。さらに、二つの先行制度同様、会員（機関・個人会員）に限定せず、専門図書館員全体の能力向上につながる制度にすることが肝要である。

以上により、本委員会では対象を「専門情報機関に勤務し特定主題に関わる資料・情報を扱う者」と広く設定する。主に想定している対象者は、国・独立行政法人、地方議会・地方公共団体、団体・団体内、民間企業、国際・外国機関、その他の機関種に勤務する者であるが、それ以外の公共図書館、大学図書館、博物館・公文書館等の機関種に勤務する者も排除しない。

以上をもとに『総覧』2012年版によって本制度の対象となり得る専門図書館員を推計すると、専任職員7,717人、兼任職員1,849.5人、常時雇用非正規職員5,432.5人となり、計14,999人となる。

５）ポイント制を採用する

資格認定の方法には、検定試験によるものとポイント制によるものがある。前号でも述べたように、2000年前後に専図協の検討した認定資格制度は検定試験制度によるものであったが、資格取得を促進する教育制度が不十分だったこと、および、当時の専図協に検定試験制度を実施できるだけの財政基盤がなかったことなどにより、検討は中止された[14]。一般に検定試験制度は、経費と労力、特に問題作成と試験実施の面で負担が大きく、問題作成に関しては、研究の蓄積とそのための準備期間を必要とする[15]。

これに対してポイント制は、研修の受講、研究会での発表、図書館関連団体の役職経験など多様な活動を包括的に評価するもので、検定試験制度に比べると経費と労力の負担は少なく、準備期間も短くてすむと考えられる。ヘルスサイエンス制度ではポイント制を採用した理由として、１）認定資格を取得するための方法が加点方式であるため目標を立てやすいこと、２）１回の試験で申請者のレベルや資質を評価できるものではないこと、３）現在の財政事情や人的余力を考えると、研修体系を活用して発展させる方が効率的であることなどを挙げている[16]。実際、最近のJMLAの活動状況についてみると、2012年度の決算報告では認定資格事業による収入（認定資格審査料）は331,000円、事業支出（認定資格審査経費）は124,242円で、黒字決算であった[17]。以上の検討により、本小委員会では検定試験よりポイント制を採用する方が適切であると判断した。

本小委員会が2013年10月に実施した「認定資格制度に関するアンケート」では、望ましい認定方法としては、「単位修得制」（45.7％）を選択した回答者がもっとも多く、「ポイント制」（17.6％）は少なかった。この要因の一つには、「ポイント制」と「単位修得制」の違いが回答者に十分に伝わらず、「単位」を「ポイント」と混同して受け取った可能性が考えられる[18]。本小委員会ではこの点を考慮し、「単位修得制」と「ポイント制」の回答を近似のものと判断し、両方を合わせた回答を「ポイント制」と見なして、回答者の意向と受け止めた。

６）ポイントの対象は９分野とし、過去５年間の活動を対象とする

本制度は専門図書館員の活動を多面的に評価するため、次の９分野をポイントの対象とする。

①研修の受講
②講師経験
③図書館関連団体の役職経験
④学会・研究会への参加
⑤図書館情報学関連の大学院における学位取得
⑥著作
⑦司書資格
⑧他団体の認定する各種資格

⑨受賞歴

このうち①は自己研鑽を図るための一般的方法と考えられているため、全ポイント数に占める研修ポイントの比率を高く設定する。また、専図協主催のものの受講を重視し、他団体主催のものの受講には取得ポイント数に上限を設ける。⑥は３）で述べたように認定の水準を初級と中級の間に設定しているため、認定司書制度のように独立した必須要件とせず、ポイント対象分野の一つにとどめる。⑦は４）で述べたように認定要件とはしないが、図書館業務に関する基礎的な知識・技術を身につけていると見なせるためポイントの対象とする。また、申請者の中には先行制度の二つの資格や、情報科学技術協会の実施する情報検索能力試験（現 検索技術者検定）の合格証など、⑧の資格を持つ者がいると想定される。本制度ではそれらも自己研鑽の一つの証左として評価しポイントの対象とする。ただし、他団体主催の認定資格取得のためのセミナーや、資格取得の中核となる研修等はポイントの対象としない。

また、ポイント付与の対象は、申請時においてすべて過去５年間とする。５年間を超えるものは、その当時修得した知識・技術が現状にそぐわなくなる可能性が高くなり、現在の専門図書館員に必要な知識・技術を修得しているとは言い難くなること、逆にこれ以上短い期間を設定すると必要なポイント数を十分取得できないおそれがあることによる。

７）専図協の研修事業と連携を図る

二つの先行制度は、ポイント制によって個々人の自己研鑽とキャリア形成を促し、結果として図書館員全体の質の向上を図ることを目標としている。取得ポイントの多くを占める研修・研究会等の受講では、認定資格制度の主催団体の実施する研修会等の受講が積極的に推奨されており、各団体の教育研修事業の延長線上に制度が構築されていることがうかがえる。

専図協の研修事業は長い歴史を持ち、専門図書館員の能力向上と親機関の振興を目的に行われてきた。今般、2014年４月をもって組織が一元化され、これを機に、専図協研修委員会ではすべての研修事業の見直しと体系化を図る作業に着手した[19]。先行制度からも分かるように、認定資格制度を主催する団体の研修事業と認定資格制度は不可分の関係にある。研修の受講は取得ポイントの多くの部分を占めることになると予想されるため、本制度もコアとなる専図協の研修体系とリンクしていくことが重要である。専図協の研修プログラムを受講することによって、認定資格に必要な知識・技術の多くを修得できることが望ましい。そのため専門図書館員に必要となる知識・技術を明らかにし、学習領域を設定することが火急の課題である。

４．おわりに

今回は二つの先行制度を紹介し、それをもとに本小委員会で検討した内容を報告した。この他、認定に必要となる実務経験年数、更新、認定体制など、検討を要する事項は山積しているが、慎重に議論を進める予定である。今後は主題別の図書館関係団体の意見を聞くことも検討している。

注・引用文献

１）日本医学図書館協会. 会員種別・会員数. 2014. http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/enter/shubetsu.html,（参照　2014-05-31）.

２）特定非営利活動法人日本医学図書館協会教育･研究委員会.「ヘルスサイエンス情報専門員」認定資格制度創設の軌跡. 医学図書館. 2004, Vol.51, No.3, p.210-219.

３）①協会ニュース. 医学図書館. Vol.49, No.1, 2002.3.～ Vol.50, No.2, 2003.6.に所収の「委員会のうごき」より。；②第74回日本医学図書館協会総会会議録. 2003.8, 60p. 参照はｐ.47.

４）日本医学図書館協会.　認定者一覧・統計. 2014. http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/nintei/nintei_stat.html#d,（参照　2014-05-31）.

５）日本医学図書館協会.ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程（2012年５月）. http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/nintei/ninteishikaku_kitei.html,（参照　2014-05-31）による。

6）日本図書館協会. 2013年度事業報告(2013.4.1-2014.1.20). 2014.
http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/aboutJLA/jigyohoukoku2013-1.pdf,（参照　2014-05-31).
7）糸賀[雅児].「日本図書館協会認定司書」制度の概要. 2009.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/__icsFiles/afieldfile/2010/08/27/1296478_15.pdf,（参照　2014-05-31).
8）日本図書館協会認定司書事業委員会.　第4期日本図書館協会認定司書制度募集よびかけ. 2013.
http://www.jla.or.jp/committees/nintei/tabid/489/Default.aspx,（参照　2014-05-31).
9）日本図書館協会. 日本図書館協会認定司書審査規程(2010年9月).
http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/認定司書事業委員会/2014/kitei_04.pdf,（参照　2014-05-31). による。
10）日本図書館協会. 日本図書館協会認定司書申請要項. http://www.jla.or.jp/committees/nintei/tabid/490/Default.aspx,（参照　2014-05-31). による。
11）青柳英治.「若手育成基金」による会議参加報告書 ディジタル時代に求められる情報専門職の能力と資質 --The 94th SLA Annual Conferenceを踏まえて. 専門図書館, 2003, No.201, p.65-76.
12）2001年、2003年、2005年の専図協全国研究集会で用いられており、2011年には図書館総合展の専門図書館フォーラムでも用いられた。
13）吉江吉夫. 日本医学図書館協会認定資格制度について.情報科学技術研究集会予稿集. 2002, 第39回, p.11-16.
14）運営委員会認定資格検討小委員会. 専門図書館員のための認定資格制度設立に向けて(1)：小委員会設置とアンケート調査結果. 専門図書館. 2014.3, No.264, p.65-69.
15）長谷川昭子. “専門図書館職員のための認定資格制度”. 専門図書館における現職者教育と個人の能力開発. 風間書房, 2013, p.309-349.
16）前掲13).
17）第84回特定非営利活動法人日本医学図書館協会通常総会.医学図書館。2013.9, Vol.60, No.3, p.323-351.
18）前掲14).
19）事務局だより：研修委員会. 専門図書館. 2014.7, No.266, p.80.